

稲沢市

第5期 障害福祉計画・ 第1期 障害児福祉計画 (案)

2017（平成29）年12月

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 稲沢市の障害者の現状	4
1 障害者を取り巻く現状	4
2 サービスの利用状況	7
3 アンケート調査	10
4 今後3年間の障害者数について	16
第3章 計画の目標	17
1 国の基本指針	17
2 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標	20
第4章 第5期障害福祉計画におけるサービスの必要見込量 と確保のための方策	24
1 障害福祉サービス等	24
（1）訪問系サービス	24
（2）日中活動系サービス	28
（3）居住系サービス	34
（4）相談支援	36
2 地域生活支援事業	38
（1）必須事業	38
（2）任意事業	43
第5章 第1期障害児福祉計画におけるサービスの必要見込量 と確保のための方策	48
1 障害児通所支援等	48
2 子ども・子育て支援	52
（1）障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	52
（2）障害児の子ども・子育て支援事業等の利用量の見込み	52

第6章 計画の推進	53
1 計画の推進体制.....	53
2 計画の進行管理.....	53

第 1 章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

近年、障害の重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

国は、2013（平成 25）年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障害者の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」を施行しました。2016（平成 28）年 5 月には、障害福祉サービスおよび障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

本市においても、障害者総合支援法に基づく『稲沢市障害福祉計画』を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業等が身近な地域において提供されるよう、計画的に推進してきました。

『第 4 期稲沢市障害福祉計画』の計画期間が 2017（平成 29）年度をもって終了することから、今後の障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、新たに『第 5 期稲沢市障害福祉計画』を策定します。また、前述の児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと定められたことから、障害福祉計画と一体的に『第 1 期稲沢市障害児福祉計画』を新たに策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 障害者計画との関係

障害者基本法で義務付けられている「障害者計画」は、障害福祉の基本計画であり、本市においては、「稲沢市障害者計画」が担っています。「障害者計画」の実施計画が「障害福祉計画」になります。

今回新たに策定する「障害児福祉計画」については、児童福祉法の規定により、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」（以下、「障害福祉計画等」）を一体のものとして作成できるものです。障害福祉は、ライフステージに応じて切れ目ない支援を行うことが望ましいことから、本市では、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体のものとして作成します。

【稲沢市の障害福祉計画、障害児福祉計画の要点比較】

	稲沢市障害福祉計画 (第5期)	稲沢市障害児福祉計画 (第1期)
根拠 法令	障害者総合支援法	児童福祉法
位置 付け	障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画
計画 期間	2018年度～2020年度	
計画の 主な内容	○2020年度までの見込量を設定 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・地域生活支援事業 ○サービス提供体制の確保のための方策	○2020年度までの見込量を設定 ・障害児通所支援 ・障害児相談支援 ○サービス提供体制の確保のための方策

(2) 関連計画との整合性

本市の上位計画である「総合計画」や「子ども・子育て支援事業計画」、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

「第5期稲沢市障害福祉計画」及び「第1期稲沢市障害児福祉計画」は、2018（平成30）年度から2020年度までの3年間で計画期間とします。

ただし、国の障害者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

【計画期間】



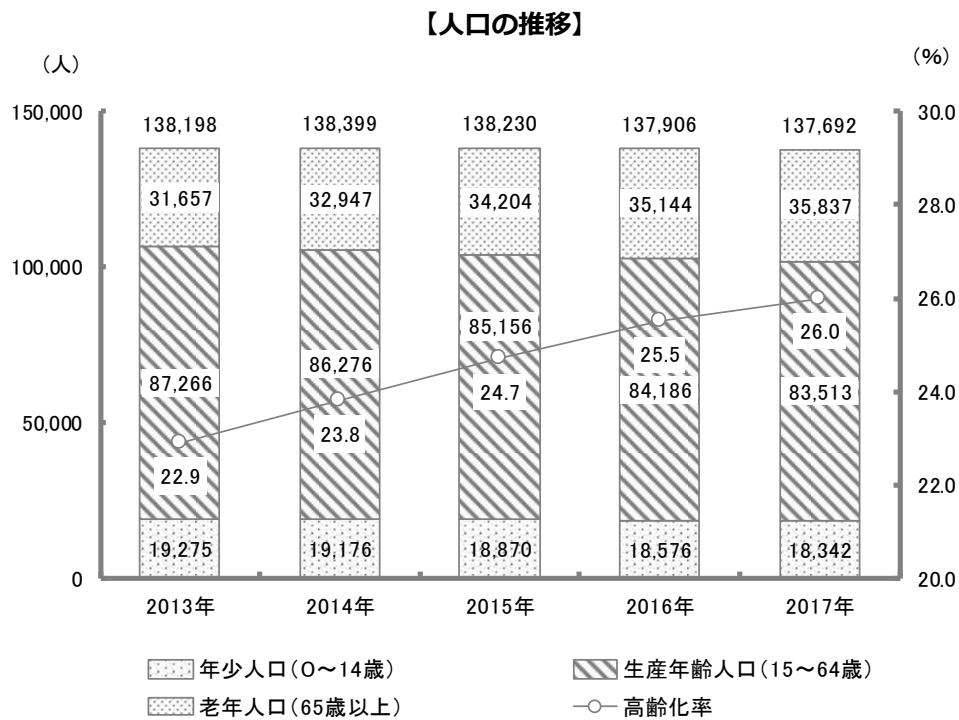
第 2 章

稲沢市の障害者の現状

1 障害者を取り巻く現状

(1) 人口の推移

本市の人口は、2014（平成 26）年以降減少傾向にあり、2017（平成 29）年 4 月 1 日現在 137,692 人となっています。一方、高齢化率は上昇傾向にあり、2017（平成 29）年 4 月 1 日現在で 26.0%となっています。



(2) 障害者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、横ばい傾向ですが、療育手帳所持者数は、増加傾向で推移しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は10年前より約2.5倍に増加しており、2017(平成29)年4月1日現在で1,002人となっています。障害児については微増傾向となっています。

【各障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

区 分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
身体障害者	4,357	4,367	4,424	4,449	4,372
知的障害者	581	604	614	644	674
精神障害者	740	805	849	922	1,002
小計	5,678	5,776	5,887	6,015	6,048
身体障害児	78	81	87	84	78
知的障害児	232	230	246	266	274
小計	310	311	333	350	352
合計	5,988	6,087	6,220	6,365	6,400

資料：福祉課（各年4月1日現在）

※精神障害者数には、精神障害児数も含まれます

(3) 障害者の状況

① 身体障害のある人の状況

【年齢別部位別身体障害者手帳所持者数】

単位：人

	視覚	聴覚平衡	音声言語	上肢	下肢	体幹	運動等	心臓	腎臓	呼吸器	ぼうこう直腸	小腸	免疫	肝臓	合計
65歳以上	205	228	35	576	793	425	5	654	284	85	154	2	1	4	3,451
18～64歳	58	76	13	181	180	161	1	120	78	4	25	3	17	4	921
18歳未満	2	11	0	10	4	34	0	11	1	1	2	0	0	2	78
合計	265	315	48	767	977	620	6	785	363	90	181	5	18	10	4,450

資料：福祉課（2017（平成29）年4月1日現在）

【年齢別等級別身体障害者手帳所持者数】

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
65歳以上	1,037	449	806	820	175	164	3,451
18～64歳	283	166	192	157	68	55	921
18歳未満	23	17	18	13	2	5	78
合計	1,343	632	1,016	990	245	224	4,450

資料：福祉課（2017（平成29）年4月1日現在）

② 知的障害のある人の状況

【年齢別判定別療育手帳所持者数】

単位：人

	A判定	B判定	C判定	合計
65歳以上	39	18	4	61
18～64歳	267	196	150	613
18歳未満	93	67	114	274
合計	399	281	268	948

資料：福祉課（2017（平成29）年4月1日現在）

③ 精神障害のある人の状況

【年齢別等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数】

単位：人

	1級	2級	3級	合計
65歳以上	59	130	23	212
18～64歳	55	523	184	762
18歳未満	3	16	9	28
合計	117	669	216	1,002

資料：福祉課（2017（平成29）年4月1日現在）

④ サービス利用者の手帳所持状況

【障害別サービス利用者の手帳所持状況】

単位：人

	支給決定者数	うち手帳所持者数			手帳なし
		身体	療育	精神	
65歳以上	72	49	18	10	4
18～64歳	714	176	369	224	49
18歳未満	291	41	179	12	90
合計	1,077	266	566	246	143

資料：福祉課（2017（平成29）年4月1日現在）

※手帳を重複して所持している人がいます

2 サービスの利用状況

(1) 障害福祉サービスの実施状況

訪問系サービスについては、利用者数、利用時間ともに年々増加しています。

日中活動系サービスについては、自立訓練（宿泊型）は実績がありませんが、短期入所サービスを除いた他のサービスでは概ね見込量を達成しています。

【障害福祉サービスの実施状況（1月当たり）】

	単位	2015年度				2016年度				2017年度(見込)				
		見込量	実績	達成率	事業所数	見込量	実績	達成率	事業所数	見込量	実績	達成率	事業所数	
訪問系サービス	居宅介護	人	138	125	—	16	139	140	—	16	141	142	—	15
		時間	2,917	2,511	—	16	3,204	2,838	—	16	3,520	2,949	—	15
	重度訪問介護	人		0	—	16		0	—	16		0	—	15
		時間		0	—	16		0	—	16		0	—	15
	同行援護	人		18	—	8		21	—	9		22	—	8
		時間	居宅介護 に含む	296	—	8	居宅介護 に含む	321	—	9	居宅介護 に含む	369	—	8
	行動援護	人		4	—	0		6	—	1		5	—	1
時間			45	—	0		38	—	1		14	—	1	
重度障害者 等包括支援	人		0	—	0		0	—	0		0	—	0	
	時間		0	—	0		0	—	0		0	—	0	
合計	人	138	147	107%	—	139	167	120%	—	141	169	120%	—	
	時間	2,917	2,852	98%	—	3,204	3,197	100%	—	3,520	3,332	95%	—	
日中活動系サービス	生活介護	人	228	235	103%	10	233	250	107%	11	237	253	107%	12
		人日	4,681	4,633	99%	10	4,775	4,939	103%	11	4,870	5,144	106%	12
	自立訓練 (機能訓練)	人	1	0	0%	0	1	1	100%	0	1	0	0%	0
		人日	20	1	5%	0	20	13	65%	0	20	0	0%	0
	自立訓練 (生活訓練)	人	4	2	50%	0	4	4	100%	0	4	4	100%	0
		人日	71	23	32%	0	74	57	77%	0	77	49	64%	0
	自立訓練 (宿泊型)	人	1	0	0%	0	1	0	0%	0	1	0	0%	0
		人日	31	0	0%	0	31	0	0%	0	31	0	0%	0
	就労移行 支援	人	22	17	77%	2	23	15	65%	1	24	22	92%	2
		人日	326	282	87%	2	342	246	72%	1	359	338	94%	2
	就労継続支援 (A型)	人	68	87	128%	4	75	97	129%	4	83	90	108%	5
		人日	1,313	1,737	132%	4	1,445	1,927	133%	4	1,589	1,824	115%	5
	就労継続支援 (B型)	人	126	130	103%	9	132	140	106%	9	139	162	117%	11
		人日	2,221	2,195	99%	9	2,332	2,395	103%	9	2,449	2,766	113%	11
	療養介護	人	11	11	100%	0	12	12	100%	0	12	14	117%	0
短期入所 (福祉型)	人	38	30	79%	5	44	32	73%	6	51	36	71%	6	
	人日	308	216	70%		357	183	51%		414	184	44%		
短期入所 (医療型)	人	3	1	33%		3	2	67%		3	1	33%		
	人日	20	4	20%		20	7	35%		20	3	15%		
共同生活援助 (グループホーム)	人	57	73	128%	5	65	78	120%	5	75	76	101%	6	
施設入所支援	人	77	78	101%	2	76	85	112%	2	75	85	113%	2	
計画相談支援	人	99	74	75%	8	109	92	84%	8	120	94	78%	8	
地域移行支援	人	1	0	0%	4	1	0	0%	4	1	1	100%	4	
地域定着支援	人	1	0	0%	4	1	0	0%	4	1	0	0%	4	

資料：福祉課

※2017（平成29）年度においては、4月から7月までの実績から算出

(2) 地域生活支援事業の実施状況

① 必須事業

移動支援事業については、利用人数が見込量を大きく上回っています。

日常生活用具給付等事業については、見込量を下回る状況となっています。

【地域生活支援事業（必須事業）の実施状況（年間）】

	単位	2015年度			2016年度			2017年度(見込)		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
理解促進研修・啓発事業	有無	—	無	—	—	有	—	—	有	—
自発的活動支援事業	有無	—	無	—	—	無	—	—	無	—
相談支援事業										
障害者相談支援事業	か所	4	3	75%	4	3	75%	4	3	75%
基幹相談支援センター	有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	無	有	—	無	有	—	無	有	—
住宅入居等支援事業	有無	—	無	—	—	無	—	—	無	—
成年後見制度利用支援事業	人	5	3	60%	6	2	33%	7	4	57%
成年後見制度法人後見事業	有無	—	無	—	—	無	—	—	無	—
意思疎通支援を行う者の派遣事業										
手話通訳者派遣事業	人	14	14	100%	16	12	75%	18	10	56%
	件	—	119	—	—	121	—	—	122	—
要約筆記者派遣事業	人	—	2	—	—	3	—	—	2	—
	件	—	14	—	—	14	—	—	18	—
日常生活用具給付等事業										
介護・訓練支援用具	件	10	8	80%	12	5	42%	14	8	57%
自立生活支援用具	件	32	20	63%	41	20	49%	53	8	15%
在宅療養等支援用具	件	40	33	83%	40	22	55%	40	34	85%
情報・意思疎通支援用具	件	33	19	58%	37	11	30%	41	18	44%
排泄管理支援用具	件	2,478	2,135	86%	2,669	2,136	80%	2,875	2,200	77%
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	5	3	60%	5	0	0%	5	0	0%
手話奉仕員養成研修事業	人	—	21	—	—	33	—	—	33	—
移動支援事業	人	84	111	132%	84	117	139%	84	118	140%
	時間	18,800	8,687	46%	18,800	8,919	47%	18,800	9,000	48%
地域活動支援センター	か所	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%
	人	69	52	75%	70	63	90%	71	65	92%

資料：福祉課

※2017（平成29）年度においては、4月から9月までの実績から算出

② 任意事業

訪問入浴サービス事業、自動車改造費の助成、更生訓練費の支給については、見込量を上回る実績となっています。

【地域生活支援事業（任意事業）の実施状況（年間）】

	単位	2015年度			2016年度			2017年度(見込)		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
訪問入浴サービス事業	人	5	7	140%	5	6	120%	5	7	140%
日中一時支援事業	人	162	155	96%	179	144	80%	198	140	71%
	人日	3,828	4,140	108%	4,240	5,444	128%	4,697	4,933	105%
自動車運転免許取得費の助成	人	6	0	-	8	4	50%	11	4	36%
自動車改造費の助成	人	7	6	86%	7	8	114%	7	8	114%
更生訓練費の支給	人	23	16	70%	23	27	117%	24	40	167%
生活サポート事業	人	10	4	40%	14	4	29%	18	5	28%
	人日	217	101	47%	303	89	29%	390	130	33%

資料：福祉課

※2017（平成29）年度においては、4月から9月までの実績から算出

（3）障害児通所支援等の実施状況

利用者数は年々増加しており、特に児童発達支援、放課後等デイサービスについては、早期療育の重要性が認識され、大きく増加しています。

【障害児通所支援等の実施状況（1月当たり）】

	単位	2015年度				2016年度				2017年度(見込)			
		見込量	実績	達成率	事業所数	見込量	実績	達成率	事業所数	見込量	実績	達成率	事業所数
児童発達支援	人	45	63	140%	5	53	67	126%	10	62	86	139%	11
	人日	330	465	141%		393	586	149%		468	769	164%	
医療型児童発達支援	人	1	0	0%	0	2	2	100%	0	2	5	250%	0
	人日	5	0	0%		10	11	110%		10	39	390%	
放課後等デイサービス	人	147	156	106%	10	161	174	108%	17	177	205	116%	18
	人日	1,700	1,931	114%		1,870	2,233	119%		2,057	2,818	137%	
保育所等訪問支援	人	1	0	0%	0	1	0	0%	0	1	0	0%	0
	人日	5	0	0%		5	0	0%		5	0	0%	
障害児相談支援	人	20	37	185%	7	24	33	138%	7	28	46	164%	7

資料：福祉課

※2017（平成29）年度においては、4月から7月までの実績から算出

3 アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

本計画の策定にあたり、基礎資料とするため、障害福祉に関する考えや意見等についての調査を実施しました。

② 調査対象

- ・いなざわ特別支援学校に在籍している児童・生徒の保護者
- ・市内の通所支援施設に通っている児童の保護者
- ・障害福祉サービス等の提供事業所
- ・市内各小中学校の特別支援教育コーディネーター
- ・いなざわ特別支援学校
- ・障害者団体

③ 調査期間

2017（平成29）年7月14日から9月29日まで

④ 調査方法

アンケート調査（郵送及び直接配付・回収）

ヒアリング調査（直接配付・回収）

⑤ 回収状況

配付数	配付数	有効回答数	有効回答率
いなざわ特別支援学校に在籍している児童・生徒の保護者	95 通	70 通	73.7%
市内の通所支援施設に通っている児童の保護者	250 通	151 通	60.4%
障害福祉サービス等の提供事業所	69 通	60 通	87.0%
市内各小中学校の特別支援教育コーディネーター	32 通	31 通	96.9%
いなざわ特別支援学校	1 通	1 通	100.0%
障害者団体	6 通	6 通	100.0%

(2) アンケート調査の主な結果

① 重点的に取り組む必要がある障害福祉サービス等について

重点的に取り組む必要がある障害福祉サービス等について、いなざわ特別支援学校に在籍している児童・生徒の保護者において、「就労継続支援（A型・B型）」、「共同生活援助（グループホーム）」が30%を超え、割合が高くなっています。

市内の通所支援施設に通っている児童の保護者において、「就労継続支援（A型・B型）」が15.2%で最も高く、次いで「児童発達支援」が14.6%となっています。

市内各小中学校の特別支援教育コーディネーター・いなざわ特別支援学校において、「児童発達支援」が75.0%で最も高く、次いで「相談支援」が53.1%、「放課後等デイサービス」が50.0%となっています。

重点的に取り組む必要がある障害福祉サービス等【複数回答】

	いなざわ特別支援学校に在籍している児童・生徒の保護者（回答数 70 件）	市内の通所支援施設に通っている児童の保護者（回答数 151 件）	市内各小中学校の特別支援教育コーディネーター・いなざわ特別支援学校（回答数 32 件）
居宅介護（ホームヘルプ）	1.4%	1.3%	12.5%
重度訪問介護	1.4%	0.7%	6.3%
同行援護	1.4%	0.7%	3.1%
行動援護	10.0%	0.7%	3.1%
重度障害者等包括支援	4.3%	0.7%	-
生活介護	4.3%	2.6%	-
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	11.4%	10.6%	31.3%
就労移行支援	20.0%	13.2%	31.3%
就労継続支援 （A型・B型）	35.7%	15.2%	6.3%
療養介護	1.4%	1.3%	6.3%
短期入所 （ショートステイ）	22.9%	7.9%	43.8%
共同生活援助 （グループホーム）	31.4%	7.3%	3.1%
施設入所支援	7.1%	1.3%	3.1%
計画相談支援・ 障害児相談支援	10.0%	7.9%	37.5%
地域移行支援	1.4%	1.3%	3.1%
地域定着支援	8.6%	2.6%	21.9%
児童発達支援	8.6%	14.6%	75.0%
医療型児童発達支援	4.3%	4.6%	28.1%
放課後等デイサービス	8.6%	11.9%	50.0%
保育所等訪問支援	4.3%	4.0%	-

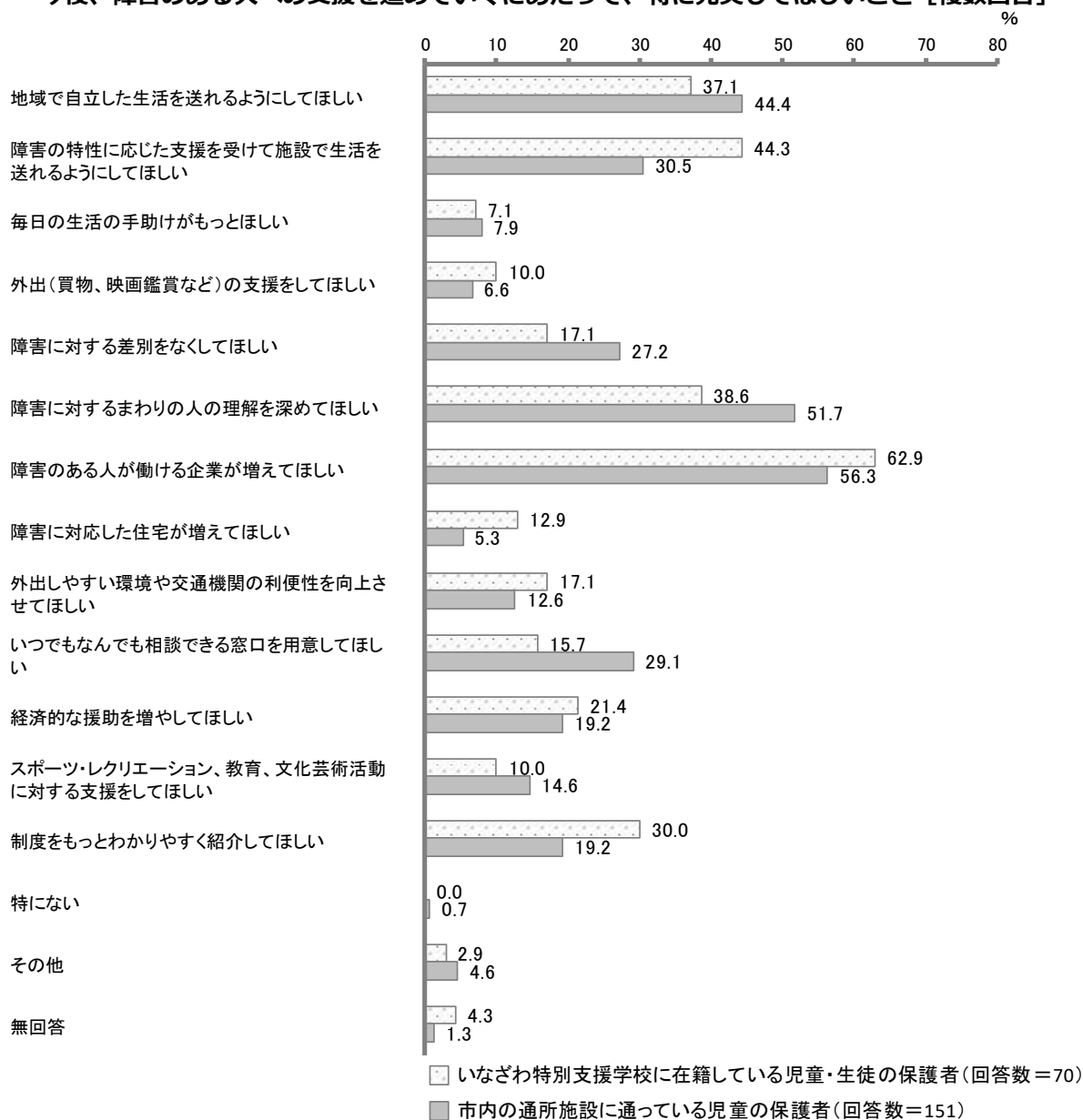
	いなざわ特別支援学校に 在籍している児童・生徒の 保護者（回答数 70 件）	市内の通所支援施設に 通っている児童の保護 者（回答数 151 件）	市内各小中学校の特別 支援教育コーディネーター・ いなざわ特別支援学校 （回答数 32 件）
相談支援	15.7%	9.9%	53.1%
意思疎通支援	-	-	3.1%
日常生活用具給付	1.4%	0.7%	3.1%
移動支援	12.9%	3.3%	6.3%
地域活動支援センター	10.0%	4.6%	6.3%
訪問入浴サービス	-	0.7%	-
日中一時支援	-	7.3%	21.9%
生活サポート	-	1.3%	6.3%

② 今後、障害のある人への支援を進めていくにあたって、特に充実してほしいこと

【いなざわ特別支援学校に在籍している児童・生徒の保護者、市内の通所支援施設に通っている児童の保護者】

いなざわ特別支援学校に在籍している児童・生徒の保護者では、「障害のある人が働ける企業が増えてほしい」が62.9%と最も高く、次いで「障害の特性に応じた支援を受けて施設で生活を送れるようにしてほしい」が44.3%、「障害に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が38.6%となっています。市内の通所支援施設に通っている児童の保護者では、「障害のある人が働ける企業が増えてほしい」が56.3%と最も高く、次いで「障害に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が51.7%、「地域で自立した生活を送れるようにしてほしい」が44.4%となっています。

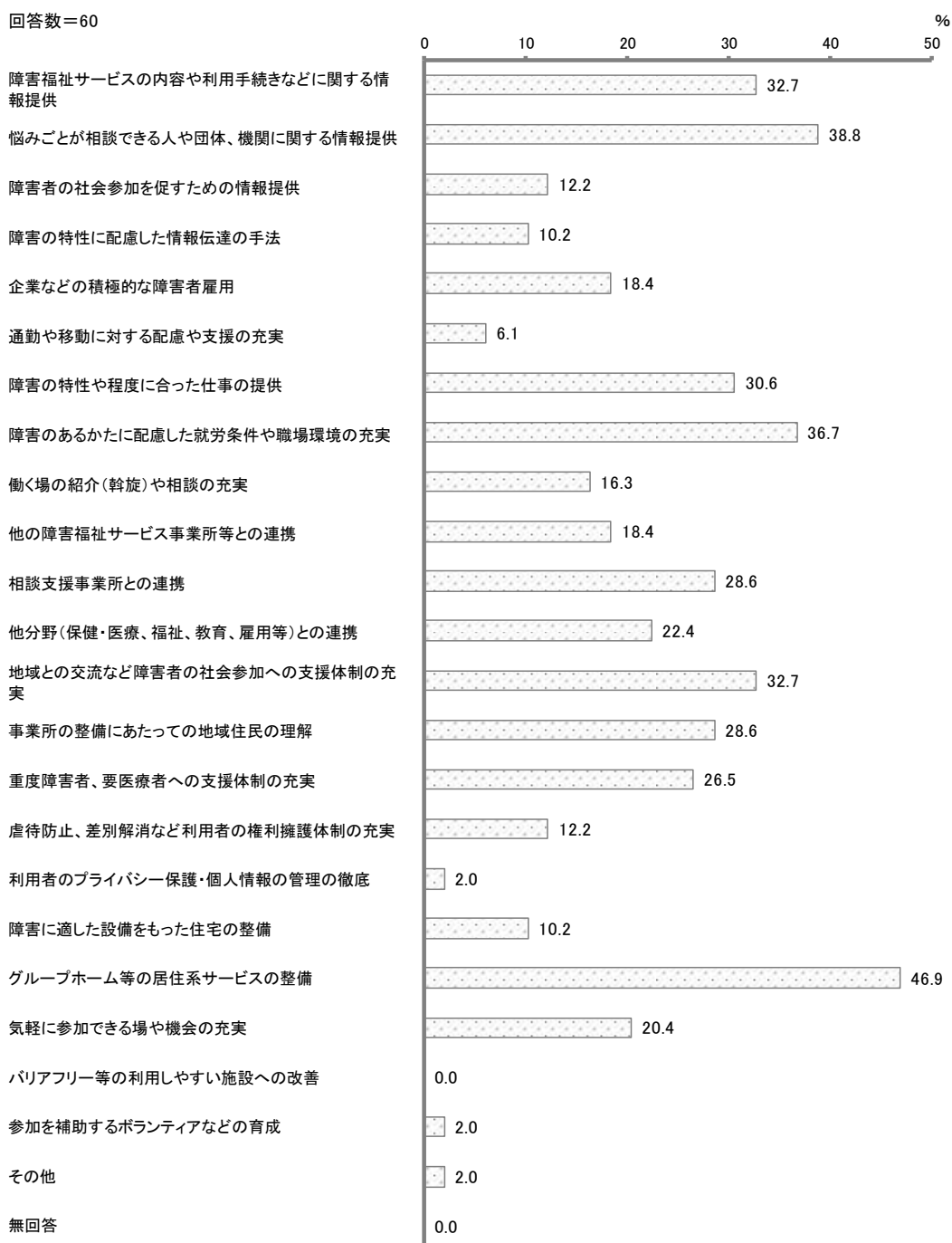
今後、障害のある人への支援を進めていくにあたって、特に充実してほしいこと【複数回答】



③ 障害のある人への支援を充足させるために、必要な取り組みや配慮について 【障害福祉サービス等の提供事業所】

「グループホーム等の居住系サービスの整備」の割合が46.9%と最も高く、次いで「悩みごとが相談できる人や団体、機関に関する情報提供」が38.8%、「障害のあるかたに配慮した就労条件や職場環境の充実」の割合が36.7%となっています。

障害のある人への支援を充足させるために、必要な取り組みや配慮について [複数回答]



④ その他障害者福祉等に関する意見について

【いなざわ特別支援学校に在籍している児童・生徒の保護者、市内の通所支援施設に通っている児童の保護者、市内各小中学校の特別支援教育コーディネーター、障害者団体】

- ・ 障害者差別解消法が施行されたが、認知度が低く、合理的配慮がなされていない。
- ・ 障害に対する理解が足りず、偏見を持たれることがあるので、障害に対して理解をもっと深めてほしい。
- ・ 災害時に避難に関する情報を受けとることができるか不安である。
- ・ 災害時に避難する手段が得られるか不安である。
- ・ 災害時に避難した先で障害に応じた支援が受けられるか不安である。
- ・ 障害のある人が働くことのできる場を増やしてほしい。企業側へ障害のある人をもっと受け入れるように働きかけてほしい。
- ・ 職場において、障害のある人への理解が十分でなく、辛い思いをしている。
- ・ 企業での仕事が継続できるように職場での支援者の育成が必要である。
- ・ 親亡き後の生活が不安なので、グループホームの整備や障害のある人に応じた支援を充実してほしい。
- ・ 障害のある児童等を安全に預けることができる環境を整えてほしい。
- ・ 相談先についての情報が少ないと感じる。
- ・ ボランティアの育成をしてほしい。
- ・ 障害のある人と共に安心して暮らしやすい地域社会をつくるよう望む。

(3) 現状と課題

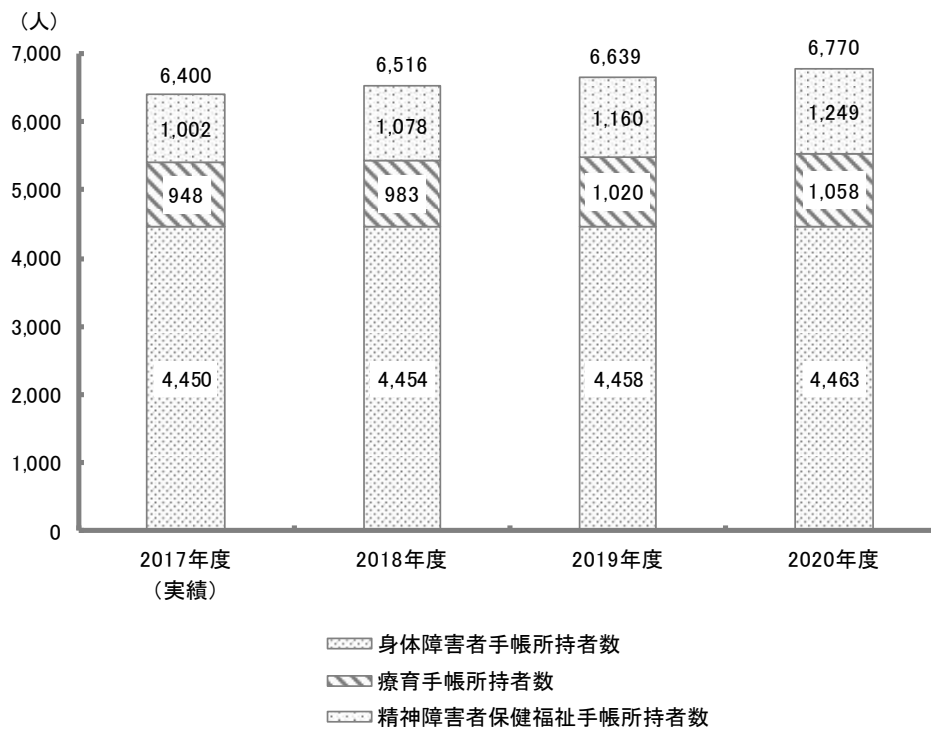
今回のアンケート及びヒアリングの結果から、障害に対する理解や、障害者差別解消法に基づく合理的配慮がまだ不十分なこと、グループホーム等、障害のある人が地域の中で支援を受けながら暮らせる場の整備が望まれていること、地域での働く場の充実や生活などに関する困りごとなどの相談支援の充実が求められていることが把握できました。

4 今後3年間の障害者数について

稲沢市の人口総数と各障害者手帳所持者数の近年の実績値に基づき、本計画の最終年度の手帳所持者数の推計を行いました。

障害者のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、2020年度には6,770人（重複所持者を含む）となるものと見込まれます。

各障害者手帳所持者数の推移と今後の見通し



【推計方法】

- ①2013（平成25）年度から2017（平成29）年度の各障害者手帳所持者数と同時期の稲沢市全体の人口をもとに、障害者手帳ごとに出現率を算出しました。
- ②2018（平成30）年度から2020年度の将来人口に、上記①出現率を乗じて、障害者手帳ごとの所持者数を算出し、これを推計値としました。

第 3 章 計画の目標

1 国の基本指針

2018（平成 30）年 4 月 1 日施行の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本方針」という。）に即して総合的な「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を定めるものとされています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な事項は以下のとおりです。

1 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する。

- ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 障害児の健やかな育成のための発達支援

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・ 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・ 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

- ・グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・福祉施設から一般就労への移行等の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援の提供体制の確保に当たっては、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・相談支援体制の構築
- ・地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・発達障害者等に対する支援
- ・協議会の設置等

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

障害児支援の提供体制の確保に当たっては、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・地域支援体制の構築
- ・保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・地域社会への参加・包容の推進
- ・特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ・障害児相談支援の提供体制の確保

また、計画では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を設定することが求められています。具体的には、

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障害児支援の提供体制の整備等

の5点について、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて、2020年度における成果目標を設定することとされています。

成果目標	基本指針に定める目標値
福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度末における地域生活に移行する者の数 ・2020年度末の施設入所者数
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置
地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の整備
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度中に一般就労に移行する者の数 ・就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率 ・就労定着支援事業による1年後の職場定着率
障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

2 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、施設入所者数は2020年度までに、2016（平成28）年度末の施設入所者数の2%以上削減することとなっています。

また、2016（平成28）年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することが基本となっています。

本市では、施設入所者数は年々増加しており、また地域生活へ移行するために必要なグループホーム等が不足していることから、施設から退所し、在宅で生活することができるように、グループホームの確保とともに、相談支援をはじめ地域生活に必要なサービスの充実を目指します。

項目	実績 2016年度	目標 2020年度
施設入所者数	85人	83人
施設入所者の削減数		2人
施設入所から地域生活へ移行する人数		6人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、2020年度末までに「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」を設置することが基本となっており、地域包括ケアシステムを構築し、関係機関との連携支援体制の確保を図ることとされています。

本市では、精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、支援していきます。

また、精神病床における長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）は26人となっています。これも勘案し、福祉サービス等の見込量を算出します。

項目	目標
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等については、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害のある人等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害のある人等やその家族の緊急事態に対応を図るものです。

国の基本指針では、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、2020年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備することとされています。

本市では、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」による体制を整備していきます。また、多職種連携の強化を図り、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築します。

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	市内に1か所

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等については、国の基本指針では次のように示されています。

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、一般就労への移行者数は、2016（平成 28）年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上にすること
- ・就労移行支援事業の利用者数は、2016（平成 28）年度末における利用者数から 2 割以上増加させること
- ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加は、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上にすること
- ・就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上にすること

本市では、障害のある人の自立や生活の質の向上に結び付く一般就労への移行を支援します。また、その職場に定着できるように、福祉施設や企業との連携を図ります。

項目	実績		目標	
	2016 年度		2020 年度	
福祉施設から一般就労への移行者数	12 人		18 人	
就労移行支援事業利用者数	20 人		25 人	
就労移行支援事業所ごとの就労移行率が 3 割以上の事業所の割合	-		50%	
就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率	-		2019 年度	80%
			2020 年度	80%

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制の整備等については、国の基本指針では次のように示されています。

- ・ 児童発達支援センターの設置は、2020 年度末までに各市町村に少なくとも 1 か所以上設置すること
- ・ 保育所等訪問支援の充実は、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、2020 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること
- ・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は、2020 年度末までに各市町村または市町村単独で確保が困難な場合は圏域に少なくとも 1 か所以上確保すること
- ・ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を 2018（平成 30）年度末までに設けること

本市では、児童発達支援事業所（母子通園）のひまわり園や子育て支援総合相談センター、保健センター等が連携を図り、障害のある児童等への支援の充実を図ります。

また、児童発達支援センターについては、ハード面の整備を検討しつつ、設置に向け準備を進めます。

保育所等訪問支援については、近隣市にある事業所に働きかけ、サービスを受けられる体制を整えます。

項目	目標
児童発達支援センターの設置	2021 年度以降 設置予定
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所の確保	市内に 1 か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置

第 4 章

第 5 期障害福祉計画におけるサービスの必要見込量と確保のための方策

1 障害福祉サービス等

(1) 訪問系サービス

見込量の算出方法

2015（平成 27）年度から 2017（平成 29）年度の実績を基礎とし、施設入所者の地域移行や、2020 年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案し、見込量を算出しました。

① 居宅介護

サービスの内容

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

見 込 量

【居宅介護のサービス量の見込（1 月当たり）】

	単位	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数	人	151	161	170
利用量	時間	3,136	3,344	3,530

見込量確保のための方策

今後も利用見込量が増加していくことから、適切なサービスが提供できるように努めます。

② 重度訪問介護

サービスの内容

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

見込量

【重度訪問介護のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	0	1	1
利用量	時間	0	15	15

見込量確保のための方策

現在、実績がないため、サービスについて周知するとともに、今後のニーズを把握しながら、必要な時に適切なサービスが提供できるように努めます。

③ 同行援護

サービスの内容

移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ・食事等の介護のほか、必要な援助を行います。

見込量

【同行援護のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	24	26	28
利用量	時間	403	436	470

見込量確保のための方策

視覚障害のある人の社会参加や地域生活をささえるため、今後の利用見込量を把握しながら、適切なサービスが提供できるように、人材の確保を支援します。

④ 行動援護

サービスの内容

行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事等の介護のほか、必要な援助を行います。

見込量

【行動援護のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	6	6	7
利用量	時間	41	41	48

見込量確保のための方策

市内に、1事業所しかないため、障害の特性を理解した専門のヘルパーの育成を支援し、適切なサービスが提供できるように事業所の確保に努めます。

⑤ 重度障害者等包括支援

サービスの内容

常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

見込量

【重度障害者等包括支援のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	0	0	0
利用量	時間	0	0	0

見込量確保のための方策

市内にも周辺にも事業所がなく、また対象者も限定的なため、利用を見込んでいませんが、地域移行等を図るうえで、当該サービスを利用することを考慮し、広域的な連携を模索していきます。

(2) 日中活動系サービス

見込量の算出方法

2015（平成 27）年度から 2017（平成 29）年度の実績を基礎とし、2018（平成 30）年度から 2020 年度までの利用者数の伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味して、見込量を算出しました。

① 生活介護

サービスの内容

障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

見込量

【生活介護のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数	人	262	271	280
利用量	人日	5,327	5,510	5,693

見込量確保のための方策

利用が最も多いことを考慮し、安定してサービスが提供できるように努めます。

② 自立訓練

サービスの内容

自立訓練（機能訓練）とは、身体障害のある人または難病の人などに対して、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニング、生活等に関する相談及び助言等を行うもので、地域生活への移行を支援するものです。

自立訓練（生活訓練）とは、知的障害または精神障害のある人に対して、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うもので、施設や病院に長期入所または入院していた人の地域生活への移行を支援するものです。

宿泊型自立訓練とは、知的障害または精神障害のある人に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行うものです。

見込量

【自立訓練（機能訓練）のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	1	1	1
利用量	人日	13	13	13

【自立訓練（生活訓練）のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	5	6	7
利用量	人日	63	76	89

【宿泊型自立訓練のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	0	0	0
利用量	人日	0	0	0

見込量確保のための方策

市内に事業所がなく、また利用者の少ないサービスですが、地域生活への円滑な移行のためには不可欠なため、近隣市の事業所と連携し、サービスが提供できる体制を整えていきます。

③ 就労移行支援

サービスの内容

就労を希望する 65 歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

見込量

【就労移行支援のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数	人	25	27	30
利用量	人日	403	435	484

見込量確保のための方策

アンケート及びヒアリング結果からも、一般企業での就労を希望する人が多いことがわかります。国の基本指針にもあるように一般就労への移行を促進するために、就労移行支援の利用について広く周知を図ります。また、市内の事業所数が少ないため、事業所の確保に努めるとともに、地域自立支援協議会就労支援部会等と連携して、事業所の質の向上を図ります。

④ 就労継続支援

サービスの内容

企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった人は、最終的には一般就労への移行をめざします。

A型：サービス利用開始時に65歳未満で、雇用契約に基づき最低賃金が保障されるもの

B型：雇用契約に基づかないもの

見込量

【就労継続支援（A型）のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	92	93	95
利用量	人日	1,865	1,885	1,925

【就労継続支援（B型）のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	178	194	210
利用量	人日	3,039	3,312	3,586

見込量確保のための方策

利用者が増加傾向にあるため、安定して利用できるように、事業所の確保に努めます。また、地域自立支援協議会就労支援部会等と連携して、事業所の質の向上を図ります。

⑤ 就労定着支援

サービスの内容

就労移行等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人に対して、就労に伴い生じている生活面の課題に対応し、就労の継続を図るため、事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等と必要な連絡調整等を行います。

見込量

【就労定着支援のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	0	1	2

見込量確保のための方策

2018（平成30）年4月から新たに始まるサービスであるため、サービスの周知を図るとともに、事業所の新規参入を働きかけます。

⑥ 療養介護

サービスの内容

病院において医療的ケアを必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

見込量

【療養介護のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	16	17	19

見込量確保のための方策

市内に新たな事業所が開設される予定はありませんが、尾張西部圏域に1か所開設しているため、相談支援事業所等と連携を図り、情報の提供やニーズの把握を行い、当該サービスが円滑に利用できるように努めます。

⑦ 短期入所

サービスの内容

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に短期間入所してもらい、入浴・排せつ・食事のほか、必要な介護を行います。

見込量

【短期入所（福祉型）のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	39	42	45
利用量	人日	234	252	270

【短期入所（医療型）のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	1	1	1
利用量	人日	4	4	4

見込量確保のための方策

市内事業所は、三障害すべてに対応することが難しい状況です。

地域生活支援拠点等の整備という点からも、事業所との連携を深め、ニーズに対応できるよう支援に努めます。

(3) 居住系サービス

見込量の算出方法

2015（平成 27）年度から 2017（平成 29）年度の実績を基礎とし、2018（平成 30）年度から 2020 年度までの利用者数の伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味して、見込量を算出しました。

① 自立生活援助

サービスの内容

入所施設やグループホーム等を利用していた一人暮らしを希望する障害のある人に対して、居宅における自立した生活を送る上での困りごとについて、定期的、または随時連絡を受けて訪問し、相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の援助を行います。

見込量

【自立生活援助のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数	人	0	1	2

見込量確保のための方策

2018（平成 30）年 4 月から新たに始まるサービスであり、地域での生活が充実するように、サービス提供事業所の確保に努め、利用者ニーズを把握して適切な情報の提供に努めます。

② 共同生活援助（グループホーム）

サービスの内容

障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴・排せつ・食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

見込量

【共同生活援助（グループホーム）のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	81	85	89

見込量確保のための方策

アンケート及びヒアリング結果からもわかるように、グループホーム等の整備を望む声は多く、ニーズに対して事業所の数は不足しています。国の基本指針にもあるように、地域移行を円滑に進めるためにも、国・県の補助金や民間資金の活用等に関する情報を提供し、毎年1か所、グループホームの整備に努めます。

③ 施設入所支援

サービスの内容

施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

見込量

【施設入所支援のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	85	84	83

見込量確保のための方策

地域移行を進めていく中で、入所者数の削減が求められていますが、保護者の高齢化の問題等、介護に関する不安は切実です。個々の事情を勘案し、施設入所が必要な人が入所できるように、相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、情報の把握や提供に努めます。

(4) 相談支援

見込量の算出方法

2015（平成 27）年度から 2017（平成 29）年度の実績を基礎とし、2018（平成 30）年度から 2020 年度までの利用者数の伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味して、見込量を算出しました。

サービスの内容

計画相談支援とは、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を送るために、障害福祉サービスを利用するにあたり、「サービス等利用計画」を作成し、サービス支給決定後の連絡調整、サービス利用状況の検証及び見直し等を行います。

地域移行支援とは、障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人などで、地域生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談や必要な支援を行います。

地域定着支援とは、単身等で生活する障害のある人に対して、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

見込量

【計画相談支援のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数	人	96	98	100

【地域移行支援のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数	人	1	1	1

【地域定着支援のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数	人	1	1	1

見込量確保のための方策

サービス利用者の増加に伴い、計画相談支援の利用者も年々増加しています。地域移行や地域定着支援にも対応できるように、県と連携しながら、相談支援専門員の量的拡充と質的確保に努めます。

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

サービスの内容

障害のある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動などを行う事業です。

実施の有無

【理解促進研修・啓発事業の実施の有無】

2018年度	2019年度	2020年度
有	有	有

事業実施に関する考え方

アンケート及びヒアリングの結果からもわかるように、障害や障害のある人に対する地域の理解はまだ足りておらず、障害のある人への理解を深めるため、地域住民に対し、研修会や啓発活動を行います。

② 自発的活動支援事業

サービスの内容

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

実施の有無

【自発的活動支援事業の実施の有無】

2018年度	2019年度	2020年度
有	有	有

事業実施に関する考え方

視覚障害のある人のためのガイドボランティア等の養成や活動を支援します。

③ 相談支援事業

サービスの内容

障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるように支援します。

見込量及び実施の有無

【相談支援事業の見込量及び実施の有無】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
障害者相談支援事業	か所	3	4	4
基幹相談支援センター	—	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業 (基幹相談支援センター等機能強化事業)	—	有	有	有
住宅入居等支援事業	—	無	有	有

事業実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害の種別を問わない総合的な相談業務及び権利擁護に関する支援を実施し、安定した地域生活を送ることができるように相談支援体制の充実を図ります。また、国の基本指針にもあるように、地域生活支援拠点の整備に向けて、基幹相談支援センターの強化充実を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業

サービスの内容

障害福祉サービスを利用または利用しようとする、重度の知的障害のある人、精神障害のある人に対して、成年後見制度の申し立てに必要な手続き及び経費（登記手数料、鑑定費用など）と、後見人等の報酬を助成します。

見込量

【成年後見制度利用支援事業のサービス量の見込（年間）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
実利用者数	人	7	7	8

事業実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

成年後見制度の理解と活用を進めるための普及啓発を行い、障害のある人等の権利擁護の充実に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

サービスの内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活用を支援し、障害のある人の権利擁護を図ります。

実施の有無

【成年後見制度法人後見支援事業の実施の有無】

2018年度	2019年度	2020年度
無	無	無

事業実施に関する考え方

成年後見制度法人後見支援事業の実施に向けて、まずは、成年後見支援センターの設置について、社会福祉協議会等の関係機関と連携して検討します。

⑥ 意思疎通支援事業

サービスの内容

聴覚、言語機能、音声機能などの障害のために意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

見込量

【意思疎通支援事業の利用の見込（年間）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
手話通訳者派遣事業	件	120	122	124
要約筆記者派遣事業	件	19	20	21
手話通訳者設置事業	人	3	3	3

事業実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

コミュニケーションが円滑に行われるように、派遣事業及び市役所内の手話通訳者の設置を継続します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

サービスの内容

障害のある人等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

見込量

【日常生活用具給付等事業の利用の見込（年間）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
介護・訓練支援用具	件	7	7	7
自立生活支援用具	件	20	20	20
在宅療養等支援用具	件	30	30	30
情報・意思疎通支援用具	件	16	16	16
排泄管理支援用具	件	2,136	2,136	2,136
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1

事業実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

品目を見直すなど、実情にあった用具を給付し、障害のある人の日常生活を支援します。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

サービスの内容

聴覚、言語機能、音声機能などの障害のために意思疎通を図ることに支障がある人が、自立した日常生活または社会生活を送ることができるように、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得できる研修を実施し、手話奉仕員を養成します。

見込量

【手話奉仕員養成研修事業の見込（年間）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
研修修了者	人	33	33	33

事業実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

引き続き、手話奉仕員の養成研修を実施し、手話通訳のできる人材の確保に努めます。

⑨ 移動支援事業

サービスの内容

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

見込量

【移動支援事業のサービス量の見込（年間）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
実利用者数	人	122	125	129
延べ利用時間数	時間	9,157	9,313	9,470

事業実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害のある人の社会参加の一環として重要な役割を果たしており、利用者も利用時間も年々増加しています。移動支援事業への参入を呼びかけ、突発的なニーズへの対応や代筆・代読等障害種別に配慮したサービスを提供できるように、サービス提供者の資質の向上のための支援を行います。

⑩ 地域活動支援センター

サービスの内容

障害のある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

見込量

【地域活動支援センターのサービス量の見込（年間）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
か所数	か所	3	3	3
実利用者数	人	57	57	57

事業実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害のある人が地域で安心して生活できるように、支援の充実及び事業の周知に努めます。

(2) 任意事業

【日常生活支援】

① 福祉ホーム

サービスの内容

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な人（原則として、常時の介護や医療を必要とする状態にある方を除く。）に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与し、障害のある人の地域生活を支援します。

見込量

【福祉ホームのサービス量の見込（年間）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
実利用者数	人	1	1	1

事業実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

引き続き、福祉ホームの運営と障害のある人の地域生活を支援します。

② 訪問入浴サービス事業

サービスの内容

地域における重度の身体障害及び知的障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供します。

見込量

【訪問入浴サービス事業のサービス量の見込（年間）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
実利用者数	人	7	7	7

事業実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

引き続き、重度の身体障害及び知的障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を目的にサービスを提供します。

③ 生活訓練

サービスの内容

障害のある人等に対して、日中生活上必要な訓練・指導等を行います。

見込量

【生活訓練のサービス量の見込（年間）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
実利用者数	人	5	6	6

事業実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

視覚障害のある人の自立と社会参加を促すため、視覚障害者リハビリテーションワーカーを派遣し、白杖による歩行訓練等の生活訓練を行います。

④ 日中一時支援事業

サービスの内容

家族の就労支援や一時的な休息のため、障害のある人に活動の場を提供し、見守りや社会適応のための訓練を実施します。

見込量

【日中一時支援事業のサービス量の見込（年間）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
実利用者数	人	212	230	249
延べ利用日数	人日	5,056	5,485	5,939

事業実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害のある人等の日中における活動の場を確保し、その家族の一時的な休息と就労を支援するため事業を継続していきます。

⑤ 巡回支援

サービスの内容

発達障害等に関する知識を有する専門員（以下「専門員」という。）が、保育所等の子どもやその親が集まる施設等に巡回し、施設等で支援を担当する職員や障害のある児童等の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

実施の有無

【巡回支援の実施の有無（年間）】

2018年度	2019年度	2020年度
有	有	有

事業実施に関する考え方

ケースに応じて、適切な支援に結びつけられるよう関係機関との連携強化に努めるとともに、専門員の確保に努めます。

【社会参加支援】

① レクリエーション活動支援

サービスの内容

障害のある人の体力増強、交流及び社会参加のため、障害者スポーツ大会や社会見学等を行います。

実施の有無

【レクリエーション活動支援の実施の有無】

2018年度	2019年度	2020年度
有	有	有

事業実施に関する考え方

障害のある人が生きがいを持って地域で日常生活や社会生活を送ることができるように、引き続き各種事業を行います。

② 芸術・文化活動振興

サービスの内容

障害のある人の芸術、文化活動のための環境の整備や必要な支援を行います。

実施の有無

【芸術・文化活動振興の実施の有無】

2018年度	2019年度	2020年度
有	有	有

事業実施に関する考え方

障害のある人が生きがいを持って地域で日常生活や社会生活を送ることができるように支援します。

③ 点字・声の広報等発行事業

サービスの内容

文字による情報入手が困難な障害のある人等に対して、点訳・音声訳その他障害のある人等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、生活情報、その他地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的または必要に応じて適宜提供します。

実施の有無

【点字・声の広報等発行事業の実施の有無】

2018年度	2019年度	2020年度
有	有	有

事業実施に関する考え方

引き続き、障害のある人等にわかりやすい情報提供を検討し、実施します。

④ 奉仕員養成研修

サービスの内容

近年多様化している利用者のニーズに応えるため、ボランティアの点訳・音声訳奉仕希望者の技術講習会を実施します。

実施の有無

【奉仕員養成研修の実施の有無】

2018年度	2019年度	2020年度
有	有	有

事業実施に関する考え方

奉仕員養成講習会について、参加しやすいあり方や広報の工夫等に努め参加者の拡大を図ります。

第 5 章

第 1 期障害児福祉計画におけるサービスの必要見込量と確保のための方策

1 障害児通所支援等

見込量の算出方法

2015（平成 27）年度から 2017（平成 29）年度の実績を基礎とし、2018（平成 30）年度から 2020 年度までの利用者数の伸びを算出したうえで、新たに利用が見込まれる人の数などを加味して、見込量を算出しました。

① 児童発達支援

サービスの内容

未就学の障害のある児童等に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

見 込 量

【児童発達支援のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数	人	98	109	121
利用量	人日	819	911	1,011

見込量確保のための方策

アンケート結果等から、潜在的なニーズは多いと考えられます。障害の多様化や早期療育の重要性を踏まえ、事業所でのより質の高い訓練や指導を促進するなど、療育の質の向上を目指します。

② 医療型児童発達支援

サービスの内容

未就学の肢体不自由のある児童に対して、理学療法等の機能訓練または医療的管理下で支援を行います。

見込量

【医療型児童発達支援のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	5	5	5
利用量	人日	39	39	39

見込量確保のための方策

市内に事業所がないため、医療型児童発達支援を提供する事業所との連携に努めます。

③ 放課後等デイサービス

サービスの内容

就学中の障害のある児童等に対して、放課後や学校の休業日等に生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

見込量

【放課後等デイサービスのサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	230	254	279
利用量	人日	3,162	3,492	3,835

見込量確保のための方策

アンケート結果等からも利用者は増加していくと考えられます。各事業所のサービスの質を確保するため、人材育成に係る取組みとして事業所を対象とした研修会や勉強会を開催します。

④ 保育所等訪問支援

サービスの内容

保育所等を利用中の障害のある児童等に対して、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を提供します。

見込量

【保育所等訪問支援のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	0	1	1
利用量	人日	0	1	1

見込量確保のための方策

現在市内に実施している事業者はありませんが、利用に係る周知を図るとともに、近隣市の事業所に働きかけ、利用できる体制を整えます。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

サービスの内容

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害のある児童等に、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

見込量

【居宅訪問型児童発達支援のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	0	1	1
利用量	人日	0	5	7

見込量確保のための方策

2018（平成30）年4月から新たに始まるサービスであり、利用に係る周知を図るとともに、事業所の新規参入を促進します。

⑥ 障害児相談支援

サービスの内容

障害のある児童等について、障害福祉サービス等を利用するにあたり、障害児支援利用計画を作成し、サービス支給決定後の連絡調整、サービス利用状況の検証及び見直し等を行います。

見込量

【障害児相談支援のサービス量の見込（1月当たり）】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	51	55	60

見込量確保のための方策

サービスの利用者は年々増加しているため、相談支援専門員の人材育成を支援するとともに、相談支援事業所と障害児通所支援事業所との連携を促進し、障害児相談支援の充実を図ります。

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置

サービスの内容

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

見込量

【医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置人数の見込】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
配置人数	人	0	1	1

見込量確保のための方策

医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、県の実施する養成研修を周知するなどして、人材の育成を支援します。

2 子ども・子育て支援

(1) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害のある児童等が地域の中で、安心して生活ができ、また乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を受けるためには、障害のある児童等とその家族に対して、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細かい支援を行っていく必要があります。

障害の有無に関わらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・共生を推進するとともに、子育て支援施策と保健、医療、福祉、教育等の各種施策が緊密な連携を図りながら、障害のある児童等の子ども・子育て支援事業の利用量を見込み、その提供体制を整備していきます。

(2) 障害児の子ども・子育て支援事業等の利用量の見込み

障害のある児童等の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みは、下表のとおりです。

【障害児の子ども・子育て支援事業等の利用量の見込】

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
保育園	人	110	115	120
放課後児童健全育成事業	人	18	19	20

『稲沢市子ども・子育て支援事業計画』において、2019年度末までの障害のある児童等も含めた子ども全体の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みを定めていることから、『稲沢市子ども・子育て支援事業計画』の事業と連携を図りながら進めていきます。

第 6 章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障害のある人の現状・ニーズをふまえることが重要であり、障害のある人及び関係者の意見・要望が反映できる場として、地域自立支援協議会との連携を強化します。

また、本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、市民、ボランティア、関係団体及び事業者の協力を得ることが不可欠であり、市は、啓発活動の展開や各種制度等を活用することにより、市民、民間団体、事業者の取り組みを積極的に支援していきます。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

国の基本指針、県の基本的な考え方に即して、計画期間中の各年度におけるサービス見込量のほか、2020年度末の目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、事業や計画の見直しに努めます。